

森町教育委員会定例会会議録 (要旨)

会議名	平成31年1月森町教育委員会定例会					
開催日時	平成31年1月24日(木) 13時30分					
会場	森町文化会館 第3研修室					
出席委員	教育長	比奈地敏彦		社会教育課	社会教育課長	鈴木富士男
	委員	井口 始			技監	北島恵介
	委員	村松加代子			課長補佐	松浦博
	委員	鈴木眞子			社会教育係長	藤原崇
	委員	早馬保男				
出席者	学校教育課	課長	西谷ひろみ	社会教育課	社会教育課長	鈴木富士男
		課長補佐	塩澤由記弥		技監	北島恵介
		学校教育係長	土屋智也乃		課長補佐	松浦博
		庶務係長	岩井秀司		社会教育係長	藤原崇
傍聴者	なし					

1 開会

教育長	委員の出席を確認し、開会を宣告。
-----	------------------

2 前回会議録の承認

教育長	事前に配付してある前回定例会の会議録について、質疑を求める。
委員全員	質疑なし承認。
教育長	前回定例会会議録の承認を宣し、教育長の報告を行う。

3 教育長の報告

教育長	<p>1月に開催及び出席した各種会議等について報告する。</p> <p>4日・仕事始め式 (町長訓示)</p> <p>・森町消防団出初め式 (町長・消防団長訓示、来賓挨拶、永年勤続表彰、分列行進、放水)</p> <p>7日・課長会議 (町長指示事項 人事評価等)</p> <p>・園長・校長会 (教育長指示事項 冬休みの反省)</p> <p>10日・静岡日電役員来庁 (新年の挨拶)</p> <p>11日・三市町教育長会(磐田にて) (磐周の教育上の諸問題、管理職の登用について、情報交換)</p> <p>13日・森町成人式(ミキホール) (参加希望153人 祝辞、謝辞、成人の主張 アトラクション、記念写真撮影、落ち着いた式)</p> <p>15日・課長会議 (今後の成人式について ふるさと納税の現況報告)</p> <p>18日・議会新年会 (町議会議員との情報交換・懇親)</p> <p>19日・各種学級担当者研修会 (開会挨拶 講演 親野 智可等氏 ~叱らなくても子供は伸びる~)</p> <p>21日・社会教育委員会 (本年度各種事業の振り返り 研修会参加報告 連絡事項等)</p> <p>23日・町長査定(社教・学教) (31年度予算町長査定)</p> <p>24日・教育委員会 (定例教育委員会)</p> <p>・磐周校長会冬季研修会 (教育長代表挨拶)</p>
-----	--

	25日・森町校長会新年懇談会 26日・文化財防災訓練 ・森町社会福祉大会 28日・学校統合地域説明会 29日・校長会常務理事新年会 30日・三市町教育長会 31日・学校統合地域説明会	(各校の取組の情報交換と懇親) (重文 友田家住宅にて 挨拶) (来賓として出席 講演会あり) (三倉地区説明会 (町長出席)) (情報交換会) (管理職の登用について 教育問題の情報交換) (天方地区説明会 (町長出席))
教 育 長	教育長の報告について、質疑を求める。	
委員 全 員	質疑なし承認。	

4 付議する案件 【議 事】

教 育 長	議事について事務局に説明を求める。 議第35号について説明を求める。	
庶 務 係 長	<p>議第36号 平成30年度教育顕彰式被表彰者の選考について 教育顕彰式における顕彰候補者について、一覧表のとおり推薦書が提出された。 小学校については、推薦書が7件。 スポーツについては、磐周で1位、西部で2位、県で3位以内ということではっきり判断ができるが、文化については多くのコンクールやコンテストがあり、賞の数やエントリー数も様々であるため、今までの出品状況等により基準を設けてある。 陸上競技大会については、例年紙上にて磐周地区の記録の比較しているが、今年度は袋井・森地区がエコパサブグラウンドで手動計時にて、磐田地区が浜松四ツ池競技場で電工計時にて実施。条件が違ったため、紙上記録の比較は行われていないが、備考欄にあるとおり、磐田市の大会優勝記録が10.63秒で笠原さんが9.8秒であるため、磐周大会1位に相当すると認められる。 なお、東海地区少年少女空手道選手権大会で組手の部及び形の部において優勝したとして、推薦があったが、出場者数が60名ということから該当しないものとして、本表へは掲載していない。 次に中学校生徒スポーツ・文化功績者顕彰候補者は、理科研究、読書感想文コンクール等で優秀な成績を収めたとして、推薦書が4件出ている。 基準に照らし、4件とも条件を満たしているため、すべて該当する。 高等学校生徒スポーツ・文化功績者顕彰候補者一覧については、陸上競技大会で優秀な成績を収めたとして、推薦書が3件出しており、いずれも表彰基準を満たしているため、表彰対象となる。 教育功労者及び青少年善行表彰については、推薦がなかった。 顕彰式典の中で表彰のあと、例年、理科研究や英語スピーチなどを5分程度お願いしているが、今年は読書感想文の発表をお願いしたいと考えている。 日程については、10月の定例会にて承認されたとおり3月2日(土)の10時開式、会場は、文化会館小ホール。 役割については、開式のことばを鈴木委員、町民憲章の唱和を村松委員、あいさつを教育長にお願いしたい。来賓の町長と議長から祝辞をいただき、表彰は教育長にお願いする。青少年善行表彰については、例年、社会教育委員長にお願いしているが、本年度は今のところ該当者がいないため、記載していない。 代表者に発表してもらった後、閉式のことばを井口委員にお願いする。閉式は11時を予定。</p>	
教 育 長	以上について質疑を求める。	
教 育 長	笠原さんの記録は、過去数十年を振り返っても、破られることのないであろう記録を塗り替えたすばらしい記録であることから、表彰対象としても良いと考える。	
井 口 委 員	教育長からの説明にあったように目覚ましい記録であるにも関わらず、二重丸が付いていないのは、磐周紙上記録の比較が行われていないということだが、これは、どのようなことか。	

庶務係長	基準では、磐周大会優勝となっているところ、磐周の陸上大会は開催がなく、紙上での記録比較が発表されるため、例年はこれを磐周大会相当として第1位を表彰対象としている。今年は、計測方法に違いがあるとして、紙上での記録比較を行ってはいないが、記録は把握できるため、該当と見なして良いと考える。ただ、基準そのものに合致しているわけではないので、丸は付けていない。
井口委員	これまでは客観的なデータとして記録があれば良いということであったが、今回は、こちらでデータを照らし合わせて基準を満たすと解釈したということか。
庶務係長	そのとおり。
井口委員	基準の考え方であり、今年の例が翌年度以降も同様に取り扱うということであれば問題ない。
学校教育課長	今年は、ラグビーの関係で会場が使えなくてサブグラウンドになり、手動計測となった。これまでの紙上ランキングはないが、タイムはそれぞれ出ており、比較して順位をつければ1位となるため、問題ないと言える。
村松委員	記録として数字が残っているのであれば、表彰対象にして良いと思う。
鈴木委員	自動計測との誤差があったとしても、これだけのタイムの差があれば、順位が変わることはないと思われる。
教育長	磐周での比較が、来年までで終わりになる。来年もサブグラウンドで開催するため、手動計測となる。
早馬委員	常葉菊川高校が高校野球で甲子園に出場した。その中に森中学校野球部出身の生徒がいるが、子供たちの励みとなることから、表彰対象となるか。
庶務係長	団体競技の場合は、そのチームの拠点が森町に所在地があることという基準があるため、顕彰式の対象とはならない。高林賞に応募して表彰されれば周知もされると思われる。
教育長	常葉菊川高校への通知はいつているか。
庶務係長	基準も含め通知している。町内の中学については、進学先を調査して通知している。高校から全国大会への出場等で該当になるかという問い合わせを受けることがあるが、団体競技の場合は、該当にならない旨を伝えている。
学校教育課長	袋井商業高校のビーチバレーも森町出身であるが、団体競技ということで対象外となる。過去には、個人競技であることと限定はしていなかったが、チームの中でもレギュラー、補欠、ベンチ入りしていないといったケースがあり、同じチームで表彰の対象になる生徒とならない生徒があり、団体競技については所在地の自治体で表彰していただくように改正した。今は、高林賞があるため、そちらで表彰する方法がある。
井口委員	所在地の自治体での表彰というのは、相互理解できているのか。
学校教育課長	表彰対象者を連絡するということはしていない。表彰を行っていない自治体もあるが、甲子園出場となると、市長へ表敬訪問している。森町の場合は、遠江総合高校が吹奏楽部や弓道が団体で表彰対象となったことがある。
井口委員	高等学校の候補者で森町在住または森町出身という基準を満たしていることが、一覧に出てこない。在住の地区や出身校等を記載すれば、基準に合っていることが分かる。今後検討していただきたい。
委員全員	他に質疑なく承認。

教 育 長	議第37号について説明を求める。
教 育 長	<p>議第37号 森町部活動ガイドラインの制定について</p> <p>国で部活動の在り方や教員の働き方などが見直される中、スポーツ庁や文化庁からガイドラインの案が作成され、これを基に県でもガイドラインの案が作成された。これを受け、各中学校においてガイドラインの作成が義務付けられたため、各市町においても方針を策定するように求められた。</p> <p>教育においては、磐周地区で同一歩調で取り組んできており、「磐周教育界としての遵守事項」を策定して以来、幾度かの改訂を経ながら「磐周教育の充実と振興のための配慮事項」として、磐周地区のすべての小中学校における課外活動と部活動のガイドラインとしての機能を果たしてきた。この配慮事項を基に国や県が示すガイドラインを読み取って様々な立場の方に意見を伺い、磐周地区で同じ内容のものを作ったものを各市町で定めることとなった。</p> <p>今後、4月に試行されるが、現在の中学2年生が3年生になって夏頃に活動が終了するため、そこから本格実施とする予定。学校に作成義務があるため、4月の職員会議で学校ごとに提示できるようにするために、この時期に見ていただくこととなった。</p> <p>これまで、運動部について進めてきたが、文化部についても作成を求められるようになったため、文化部の内容も盛り込んで作成している。</p> <p>このガイドラインを基に、生徒や教職員の健康を確保し、適切な部活動の運営ができるようにしたい。</p>
教 育 長	以上について質疑を求める。
村 松 委 員	このガイドラインは、学校向けに作成されているのか、それとも保護者向けかどちらか。このガイドラインを基に各学校がそれぞれ存在する部活動について作成するということが、保護者に向けた言葉と受け取れる部分が混在している。文書の表現が、敬体と常体が交互に入ってくるが、教職員向けのガイドラインなら敬体である必要はないと思う。
教 育 長	このガイドラインは、学校向けにできている。 文書表現については、作成者に指摘する。日付けについても、3市町でそろえるようにする。
井 口 委 員	<p>このガイドラインは、公用文として体をなしていない部分がある。</p> <p>1点目として、「磐周教育の充実と振興のための配慮事項」と、このガイドラインの位置関係がよく分からない。ガイドラインの下にこれまでの配慮事項があると読み取れるが、これまでの配慮事項を廃止してこのガイドラインに置き換えるものなのか、という点を確認したい。</p> <p>2点目は、このガイドラインは磐周地区で作成されたものだが、中体連に関しては小笠地区が同じ地区大会となる。小笠地区との整合性はとってあるのか。</p> <p>3点目は、このガイドラインが、運動部のことについて書かれたものか、運動部と文化部の両方のことについて書かれたものか、分からないところがある。最初は、運動部と文化部の両方のことについて書かれているように見えるが、文化部活動についてという項目がでてきたため、その項目より前は、運動部のことについて書かれていたと受け止められる。</p> <p>4点目は、村松委員の指摘にあったように、常体と敬体を混用している。国、県のガイドラインは、文が敬体、項目が常体となっている。</p>
教 育 長	<p>私自身が作成に携わっているわけではないので、すべてを明快に回答することはできない。</p> <p>1点目については、配慮事項の文言を引用して作成しているが、配慮事項が廃止されたとは聞いていない。位置関係については話していないと思うが、分からない。また、2点目の中体連について、小笠地区と整合性を図っているかという点についても聞いていない。3点目については、指摘のとおり最初は運動部について作成していて、後から文化部について話があったため、追加したと思われる。運動部と文化部をまとめるのか、それぞれ書く方が良いかについても、作成において検討はなかったと思われる。</p> <p>内容は変わることはないと思うが、体裁を整える作業をしたいと思う。</p>
井 口 委 員	国や県が昨年3月・4月に示したものに基づいて、この案が作られたが、12月に国から

	文化部について同様のものが示されると聞いていた。これを受け、運動部のガイドラインとは別に文化部のものが作られると思っていたが、項目を追加して、文化部の内容を追加したものができた。県が同様に文化部のガイドラインを示した場合に、再度修正することが予測されるのであれば、運動部と文化部のガイドラインをそれぞれ作成した方が良いのではないか。
教 育 長	運動部ガイドラインを基に作られていたが、文化部のものも作るように通達があったため、追加されたと思われる。 指摘のとおり、後からの通達で修正することも考えられるが、磐周として運動部だけでなく、部活動全体としてのガイドラインとしてなっているため、指摘いただいた点について、平成31年4月から運用するために、早急に検討するように担当者に伝える。
井 口 委 員	学校や保護者に周知徹底するために、これまでの配慮事項とガイドラインの関係について、指導者である先生方が理解する必要がある。そのためにも、この資料を配慮事項として本文に位置づける必要がある。
委 員 全 員	他に質疑なく承認。

【報告事項】

教 育 長	追加報告事項の報第51号について説明を求める。
社会教育課 課長補佐	報第51号 森町歴史伝統文化保存会の設立について 設立の理由として、現況における文化財保護の改善のため、文化財保護制度の見直しが行われている。平成31年4月1日には文化財保護法の一部改正が施行される。その改正では、文化財の保存・活用に関する文化財保存活用地域計画を作成して、国の認定を申請できるようになり、その計画作成等にあたっては、住民の意見の反映に努めるとともに協議会を組織できることとなった。また、市町村は文化財所有者の相談に応じたり調査研究を行ったりする民間団体等を文化財保存活用支援団体として指定できるとある。 そのため、当会がそれら諸々の役割を担う組織として必要となることから教育委員会の外郭団体として設立を行うもの。 設立の内容としては、国、県、町指定の文化財所有者、学識経験者、文化財保存活用支援者、また、町内の指定未指定を限らない文化財全体の保護、保存、活用、継承に賛同する者で構成する。 会の活動は、文化財の保護、保存、活用に関する意見や情報の交換、さらに、清掃や整理、修復などの実践活動を行う予定。
社会教育課 技監	文化財保護法の改正の発端は、過疎化・少子高齢化などにより文化財所有者・管理者が文化財を維持できなくなり、いろいろな問題が出てきたため、改正に至った。 法改正の内容としては、文化財保護法の改正が4点と地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の改正が1点。後者の内容は、教育委員会の所管している文化財保護の事務を首長部局で行うことができるようになるもの。 地域における文化財の総合的な保存・活用の方法について、その一つとしては、文化庁を京都に移すという大きなことが進められている。文化財の保護・保存だけでなく、活用ということが表に出てきており、文化財を活かしたまちづくりに重点が置かれ、文化財を保存計画に基づいて改変できるようになってきている。文化財行政のすべてを行政の範ちゅうで行うのが困難となってきている中で、市町村は、地域において、文化財所有者の相談に応じたり調査研究を行ったりする民間団体等を文化財保存活用支援団体として指定できるようになった。当町では、昭和29年に文化財保存会が結成され、平成11年まで活動したが、解散となった。今回の法改正の根本的な問題として、行政を支える団体を設立して、文化財全体を活用していくために、森町歴史伝統文化保存会を設立するもの。 保存会については、これまで文化財保存に携わった方や有識者に協力いただき検討を重ねた。4月1日施行に伴う文化財保護条例等の改正は必要ないが、今後、補助金を受ける組織として必要性が高まることから、近隣自治体に先駆けて今年度中の発足を目指すもの。 文化財保護の体系としては、表のとおりだが、近年の動向としては、文化的景観や伝統的建造物群、文化財の保存技術という分野での文化財保護の確立が進んでいる。 本改正に伴う大きな特徴は、未指定の文化財についても、保護保存計画を立てて文化庁

	<p>が認定すれば、補助を受けられるようになり、いろいろな事業を行うことができるようになる。最初から難しい問題を解決できるわけではないが、最終的には財団として運用することを目標として活動したいと考えている。</p> <p>結成して入会案内を配付し、2月10日に研修会、平成31年度に総会を開催する予定。</p>
井口委員	教育委員会所管の文化財保護保存事務が、首長部局に移るのか。
社会教育課技監	<p>移ることができるようになるということであり、全国的には首長部局に移行するところもある。首長部局に移ると、教育的な面から経済活動や政策的な活動という部分が入ってくるため、観光を目途とする海外の集客拡大、地域振興を中心とした都市計画や産業振興といった活動が広まる。このような場合は、文化財の重要性等を維持する専門性が必要になるため、文化財保護審議会の専門性の充実が必要となる。</p>
委員全員	他に質疑なく承認。

5 連絡事項

教育長	連絡事項について、説明を求める。
庶務係長	<ul style="list-style-type: none"> ・次回2月の定例会は、2月27日(水)午後1時30分から第3研修室で開催予定。 ・総合教育会議の開催について ・平成30年度卒業式、平成31年度入学式出席者について

6 閉会

教育長	<p>以上で本日の日程を終了し、閉会とする。</p> <p>14時45分閉会</p>
-----	--

上記のとおり、会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

署 名 人 教 育 長

委 員

委 員

委 員

委 員

事 務 局
